

「総ぐるみ」新聞

NPO法人だからできる

総ぐるみ福祉の会の「福祉有償運送サービス」

「車体の両サイドに『NPO総ぐるみ福祉の会』と書かれたクルマが走っているが、あれは何ですか」という質問が事務所に寄せられました。今号はそれにお答えしましょう。

介護を必要とするお年寄りや障害のある方など、自分一人での移動が困難であり、また単独では公共交通機関を利用することが難しいという方々を対象とし、自家用車を使って行う有償ボランティア活動を「福祉有償運送」といいます。

もともと、この仕事の担い手はタクシードライバーですが、乗客の介護を必要とするため、タクシーだけでは十分な輸送サービスが提供できないという問題がありました。そこで公共の福祉を確保するという観点から、平成十八年施行の改正道路運送法により、市町村バスやNPO法人等によるボランティア有償運送を認める「自家用有償旅客運送の登録制度」が創設されました。

「福祉有償運送」とは、その制度の一つで、次のように定められています。

—NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利と

NPO総ぐるみ福祉の会事務所は日限山4・44・23（八四四一七四七七）
入会や活動のお問い合わせ先は、事務所または「日限山荘」日限山4・7・1

は認められない範囲の対価によって、乗車定員十一人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。

しかし、NPO法人なら、どこでも福祉有償運送ができるわけではありません。各地の運輸支局に登録申請し、市町村が主宰する「運営協議会」の合意が必要となります。

冒頭のクルマをよくご覧になると、会の名称のほか「有償運送車両」「関神福第51号」と表示されていますが、これは当会が関東運輸局・神奈川運輸支局に申請し、審査をクリアしたクルマだということを表したもので、福祉有償運送サービスを行う際、車両に明示することが義務づけられています。

●当会の福祉有償運送サービスの実際

現在、NPO総ぐるみ福祉の会では、有償運送車両として9台（うち車いす車1台、回転シート車4台、セダン4台）を使用しています。

運送の区域は横浜市内ですが、市内を発地または着地するもの以外は実施できません。料金体系は初乗り2kmまで三百円、以

降1km増すごとに百二十円、迎車料金は無料、待機料金は30分ごとに千円と定めています。

といっても、だれでも利用できるわけではありません。法により利用者は、当該NPO法人の会員（利用時に入会してもよい）であることが前提で、さらに福祉有償運送の対象者は次のような制限があります。

- ① 介護保険法における要介護者・要支援者と認定された方
- ② 身体障害者等の手帳を所持している方
- ③ その他単独では公共交通機関の利用が困難な方

ちなみに、昨年度、当会の福祉有償運送サービスを利用された方は延べ人数に換算すると約二千七百人。延べ走行距離は約一万二千五百kmでした。（関連記事裏面）

今年も模擬店を出します

NPO総ぐるみ福祉の会は、7月24、25の両日、西洗第三公園で開かれる西洗地区納涼大会に、今年も模擬店を出店します。販売するのは、布草履、帽子、マフラ、アクセサリーなどの手芸品。手作りの魅力いっぱいのお土産を集めました。皆様のご来店をお待ちしています。

福祉有償運送サービスの事例紹介

NPO総ぐるみ福祉の会 副理事長 一柳 朗

たとえば、利用者の方が、一人で移動することが難しいので、ヘルパーの介助を受けて病院に通院しようとしています。このとき、ヘルパーを派遣した介護事務所に払う利用者の費用は、「通院等の外出介助」として介護保険の対象となります。

「通院等の外出介助」は、当会のような訪問介護事業所が担当します。では、その介助とはどんなものか、次の具体例から見えてみましょう。ただし、ここでは個人情報保護の立場から、事実に基づいて脚色してあります。

【がん治療のために通院するAさんの例】

NPO総ぐるみ福祉の会に、区内の居宅事業支援事業所の介護相談員（ケアマネ）から、毎月数回、市外のT病院と市内のY診療所へ通院するAさんに対する「通院等の外出介助」の相談と依頼がありました。

ケアマネとの話し合いの結果、当会の福祉有償運送サービスを利用できることがわかり、早速Aさん宅を訪問し、利用申込み（当会への入会も）と、アセスメント（日常生活実態調査をして、ケアマネにケアプランの作成を依頼しました）。

Aさんは、昨年冬頃から突然体調を崩され、抗がん剤治療を受けるため二カ所の病院へ通院する必要があったのです。Aさんの体調はかなり悪く、運転するヘルパーとは別に、もう一人のヘルパーが必要だということが

わかりました（状況によっては、ヘルパー一人で運転手を兼ねる場合もあります）。

Aさん宅は高層マンションで、一人では移動できませんので、ストレッチャーを用意して訪問します。病気のせいも、Aさんは、いつもずぶぬれ状態の寝汗をかいており、ヘルパー二人ですばやく衣服の取替えと排泄介助を行い、ベッドまで運んだストレッチャーにAさんを移動介助して自宅を出ます。

文章にすると簡単なように見えますが、ここまでの実際の作業は、二人がかりでも20〜30分以上もかかります。

また、車中では、一人が声掛けと見守りの介助を行いながら、もう一人がクルマを運転することになります。私の経験では、移送の途中に利用者さんの容態が急変したため、緊急マニュアルに従って主治医に連絡を取りながら、119番に緊急手配したケースもありました。

病院につくと、Aさんをクルマから降ろし、必要な受診手続きなどを済ませ、二人で介助しながら診療室に運び、主治医の診断に立ち会い、今後のAさんの介護についてのアドバイスを受けます。

なお、病院内の介助は「院内介助」といい、原則として病院スタッフの仕事とされていますが、Aさんの場合はケアプランと訪問介護計画に、ヘルパー二人による院内介護が必要な理由が明記されています。

その後の介護作業は、往きとは逆になります。

す。帰宅したAさんの衣服の取り替え、排泄介助、食事介助などが仕事となります。

通常、利用者の居宅から病院等までの移動手段としては、①徒歩・車いすなど交通機関を使わずに行く、②バス・タクシーなど公共交通機関を利用する、③福祉有償運送サービスをj利用するなどの方法がありますが、介護保険から支払われるのは、ヘルパーが通院のためにj行う介助に対する報酬であり、移送に要する費用ではありません。

Aさんの場合、①は論外、②でもバスは無理で、タクシー利用になりますが、NPO総ぐるみ福祉の会に入会したことで、福祉有償運送サービスを利用できるようになり、一面に記したように、タクシー料金の半額程度の負担ですみ「家計面で本当に助かりました」と、Aさんの奥様からお礼を言われました。以上のように、福祉有償運送サービスは、介護保険と組み合わせるケースが多く、最近では、医者から退院を宣告され、途方にくれた家族の方が「インターネットでおたくでは寝たきり状態の人の送迎が出来ることを知ったので、ぜひお願いしたい」という声も増えてきました。

【一言コメント】福祉有償運送サービスは、介護保険の制約上、移動先が病院などに限定されますが、介護保険を使わなければ、買い物や墓参りなどの際にも利用できます。ただし、その場合は介護保険外サービスとなりますので、「二万円×時間数+ご自宅までのヘルパーの往復交通費」を負担していただきます。もちろん対象者の制限は、第一面に明記したとおりです。